

安全・生活

春の全国火災予防運動 3月1日～7日

『ひとつずつ いいねーで確認 火の用心』

春先は強い季節風により空気が乾燥し、火災が発生しやすくなることから、火災予防の推進と火災の発生防止を目的とした「春の全国火災予防運動」が3月1日（日）～7日（土）に実施されます。

消防本部では、消防車両による巡回宣伝などの広報活動や、町内事業所との合同訓練など各種行事を実施します。

住民の皆さまも、火災ゼロの安全なまちをめざして火災予防にご協力をお願いいたします。

問Ⅱ 箕面市消防本部予防室

☎724-00015

ガソリンを携行缶で購入される皆さまへ

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑制するため、消防法が改正されました。

【改正内容】

令和2年2月1日から、ガソリンスタンドなどの販売店に対して、ガソリンを携行缶で購入される方の身分証による本人確認、使用目的の確認、販売記録の作成が義務化されました。ガソ

リンを携行缶で購入される際は、身分証の提示と使用目的の確認にご協力いただきますようお願いいたします。

また、ガソリンを携行缶で取り扱うときは、次のことに注意してください。

- ①ガソリンは灯油用ポリ容器に入れることはできません
- ②周囲の安全を確認後、蓋を開ける前に運搬する車などのエンジンを停止し、携行缶のエア抜きをしましょう
- ③取り扱いおよび保管時は高温の場所を避けましょう

問Ⅱ 箕面市消防本部予防室

☎724-00015

令和元年豊能町における消防統計

●火災

令和元年中に町内で発生した火災の発生状況は次のとおりです。なお、火災による死者はなく、けが人は軽症が1名でした。

火災		(前年比)	
発生件数	3件	-	4件
種別	建物火災	2件	-
	その他火災	1件	-
火災による損害額 (調査中の1件を除く)		13,804,000円	
出火原因			
	野焼きの移り火	1件	
	仏壇の灯明	1件	
	不明	1件	

●救急

令和元年中の救急出動状況は次のとおりです。

救急		(前年比)	
出動件数	1,061件	+	73件
搬送人員	1,018人	+	81人
入院加療 不要な方	720人	(全搬送人員中の割合 70.7%)	
事故種別			
急病	740件	+	46件
一般負傷	222件	+	24件
交通事故	43件	-	3件
その他	56件	+	6件

全ての救急車が出動することも多いため、救急車の要請から到着まで、時間がかかることがあります。突然の病気がかかると「救急車を呼んだ方がいい?」「病院に行った方がいい?」「なご迷ったときは、「救急安心センター」におおさか☎#7119をご利用ください。今後も救急車の適正利用にご協力をお願いいたします。

問Ⅱ 豊能消防署警防第一・第二室

☎736-0119

公園緑地の花木について

町が管理している公園や緑地に、無断で柿の木やサボテン、アジサイ等を植えておられる方が見受けられます。

町は公園緑地の維持管理のため定期的に除草作業を実施しておりますが、これら無断で植えられた植物を保存しながらの作業については、維持管理コスト面から支障もあり、妨げとなっております。これから町が実施する除草作業については、許可なく植えられた

植物を撤去していく方針であるため、個人で植えられた植物については、ご自分の庭に移植するなどの対応をお願いいたします。

問Ⅱ 都市計画課 ☎739-3425

転居時等の給水届について

町外への転出や、町内での転居の場合は、水道の閉栓届を提出してください(電話連絡でも受付できます)。

閉栓する時は、料金の精算をお願いしています。水道料金等の納付忘れがないようご協力をお願いします。

また、町内での転居の場合は、口座振替を新たに契約する必要がありますので、ご利用の金融機関へ届出させていただきますようお願いいたします(届出印、通帳および使用者番号が分かるものが必要です)。

問Ⅱ 豊能水道センター

☎738-3311

令和2年度「水質検査計画」の策定について

水道の水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。豊能水道センターでは、毎事業年度の開始前に「水質検査計画」を策定しています。

閲覧場所 豊能水道センター、豊能町役場本庁1階行政情報コーナー、大阪広域水道企業団ホームページ

問 豊能水道センター
☎7388・3311

井戸水等を使用されている方へ(使用人数の変更届けについて)

井戸水等(水道以外の山水等を使用されている場合も含む)を使用されている家庭で、転入・転出・出生・死亡などで、世帯の構成人数に変更が生じた場合は、下水道使用料も変更になりますので「公共下水道使用者変更届」により、変更届の提出をお願いします。また、井戸水等を使用するようになった場合や使用しなくなった場合も都市計画課まで連絡いただきますようお願いいたします。

問 都市計画課 ☎7399・3425

自動車運転者講習会のお知らせ

春の全国交通安全運動(4月6日

(月)〜同15日(水)に先かけ、自動車運転者講習会を開催します。定期的講習を受けて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーで安全運転を心がけましょう。

時・所

- ①3月17日(火) 西公民館
 - ②3月18日(水) 中央公民館
 - ③3月19日(木) 高山公民館
- ※時間はいずれも、午後7時〜8時頃

問 住民権課 ☎7399・3402

「独立行政法人 自動車事故対策機構」(ナ斯巴INNSVA)をご存知ですか

同機構(略称ナ斯巴INNSVA)は、次の大きく3つの援護制度を通じて、交通事故被害者とそのご家族を支えています。

- ① 遷延性意識障害の方のための療護施設の設置・運営
- ② 重度の後遺障害をおわれた方への介護料の支給
- ③ 交通遺児等の方への無利子の生活資金の貸付

(※詳細は、同機構へ直接お問い合わせください)

問 自動車事故対策機構(東京都墨田区)

☎03・5608・7500

住民権課 ☎7399・3402

交通事故発生状況

(令和2年1月中の速報値)
豊能警察署交通課

種別	豊能町	能勢町	合計
人身事故	5件	0件	5件
死者数	0人	0人	0人
重傷者数	0人	0人	0人
軽傷者数	7人	0人	7人
物損事故	11件	22件	33件
総件数	16件	22件	38件

横断歩道しっかり渡って事故防止

豊能町交通事故をなくす運動推進本部

昨年とのごみ量比較(12月分) 単位:トン

	今年	昨年	対前年比
可燃ごみ	370.87	347.90	6.6%
粗大ごみ	21.09	15.71	34.2%
不燃ごみ	19.58	17.67	10.8%
蛍光灯	0.13	0.17	-23.5%
乾電池	0.41	0.46	-10.9%
空きビン	10.00	11.84	-15.5%
空きカン	4.04	4.38	-7.8%
紙類等	39.31	48.84	-19.5%
容器類*	15.64	16.53	-5.4%
ペットボトル	2.35	2.47	-4.9%
植木剪定くず	8.00	8.00	0.0%
食用廃油	0.16	0.22	-27.3%
小型家電	0.07	0.12	-41.7%
計	491.65	474.31	3.66%

*容器類:容器包装プラスチック類
(注)速報値のため数値が変わることがあります。

【3月】資源とごみの収集日~分ければ資源、燃やせばごみ~

	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	紙類等	空きビン	空きカン	容器包装プラスチック類 ペットボトル	植木剪定くず	
余野・川尻・木代・切畑・野間口 高山・牧・寺田・希望ヶ丘	火・金	11	18	18	25	4 18	11 25	粗大ごみ 有料・予約制(環境課☎736-1190事前に申し込みしてください) 受付時間:午前9時~午後5時
吉川・ときわ台	火・金	12	19	19	26	5 19	12 26	食用廃油 役場本庁・吉川支所に回収ボックスを設置(各施設午前9時~午後5時まで投入可能、土・日・祝日・年末年始は投入不可)
東ときわ台	月・木	10	17	17	24	3 17	10 24	4
光風台	月・木	13	20	20	27	6 20	13 27	18
新光風台(保の谷含む)	火・金	12	16	19	26	2 16	9 23	25

「深刻な高齢者の消費者被害」 見守りで防止しましょう

【事例】叔母が、「通帳に三万円しか残っておらず生活費が無くなった」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、化粧品が山のようにあった。書類等を調べると、長期間に渡って契約していたようで、約五百万円も支払っていた。叔母によると、担当から「こちらが質問すること全てに『はい』とだけ言うように」と言われ、契約を強要されていたという。（80歳代女性）

※国民生活センター 見守り新鮮情報 よし



©Kurosaki Gen

【ひとこと助言】

・高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額な支払い後だったというケースも見られます。

このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡をとっておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。

「豊能町 消費生活コーナー」困ったときは一人で悩まず、気軽に相談を

消費者トラブル解決のためには、できるだけ早く消費生活コーナーに相談することが大切です。消費生活コーナーがどのようなところかご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケース

によっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくよいものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくとういでしょう。

Q3 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は無料ですが、電話相談の場合、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。



困ったときは、一人で悩まず消費生活コーナーにご相談してください。

【消費生活に関する相談は】

相談日 11月・火・木・金曜日
午前9時30分から午後5時まで
※来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。

問 消費生活コーナー

☎739-0001（内線2510）

豊能警察署管内の特殊詐欺発生状況 （令和2年1月分）

豊能町	電話等認知件数	0件
	被害件数	0件
	被害額	0円
能勢町	電話等認知件数	0件
	被害件数	0件
	被害額	0円